

令和元年7月16日

担当課	建築指導課
担当者	村下・小山
内線番号	3536・3538
直通番号	086-226-7503

# お知らせ



## 大規模盛土造成地マップを公表します



県では、宅地造成等規制法に基づき宅地の耐震化を推進するため、岡山市、倉敷市を除く市町村を対象に、平成28年度に予備調査を、平成29年度以降に一次調査を実施することにより、大地震時に地すべり等の被害の可能性がある大規模盛土造成地を抽出し、その位置と規模を示すマップ作成に取り組んでいます。

このたび、平成30年度に一次調査を実施した市町について、大規模盛土造成地マップをホームページ等で公表します。

### 記

#### 1 大規模盛土造成地マップ

(1) 大規模盛土造成地の定義（宅地造成等規制法施行令第19条）

- ・盛土の面積が3,000m<sup>2</sup>以上の造成宅地
- ・盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20°以上で、かつ、盛土高さが5m以上の造成宅地

(2) 大規模盛土造成地マップの概要

- ・過去と現在の地形図や空中写真を重ね合わせて、大規模盛土造成地の定義に該当する区域を抽出し、その位置と規模を1/25,000の地形図に示したもの。
- ・県民に周知することにより、防災意識を高め、災害の事前防止等につなげることを目的としている。

#### 2 マップを公表する市町

津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町

(掲載ページ)

県建築指導課 <http://www.pref.okayama.jp/page/465841.html>

#### 3 今後の予定

現在、一次調査を実施している玉野市、備前市など10市6町については、令和元年度末にマップ公表の予定。

#### (参 考)

- ・新庄村、西粟倉村は、平成28年度の予備調査の結果より、大規模盛土造成地が存在しないことを公表済み。
- ・倉敷市は平成29年度、真庭市は平成30年度にマップ公表済み。
- ・岡山市は令和元年度中にマップ公表の予定。